

# 令和6年度 北海道石狩南高等学校 生活の心得

## 校 内 生 活

### 1 校内生活全般について

- (1) 本校生としての自覚を常に持ち、学校のきまりを守り、集団の一員であることを理解して行動しましょう。
- (2) あいさつや返事は人間関係を築く第一歩です。先生や来客者・友人など相手に対してそれぞれの場面に応じた丁寧な言葉遣いによるあいさつや返事を心がけましょう。

### 2 登下校について

- (1) 登校（教室に入る）時間は8時35分までです。余裕を持って、8時30分には教室へ入りましょう。
- (2) 欠席や遅刻をしなければならない場合は、原則として保護者より8時00分から8時15分までに学校へメール連絡をしてもらうことになります。（電話連絡は混雑して通じないことが多いため）
- (3) 下校時間は17時です。部活動などの特別活動の場合は19時30分が下校完了時間です。
- (4) 遅刻をした場合は、職員室で遅刻入室許可証に必要事項を記入し、学年主任または学年の先生から入室許可印をもらってから教室へ入り、教科担任（休み時間中の場合は担任）に提出しましょう。  
ただし、朝の登校時の遅刻者については職員玄関にて身分証明書を提出した上で教室へ入れることとし、その後の休み時間中に担任へ遅刻を申告しに出向いた際に提出した身分証明書の返却を受けることとします。
- (5) 早退する場合は、所定の早退許可願に必要事項を記入して担任に提出し、そこから切り取った早退許可証を携帯して早退します。早退許可証には保護者から確認の押印を受け、翌登校日に必ず担任へ提出することとします。
- (6) 体調不良による早退を希望する場合、まず保健室で相談しましょう。

### 3 身だしなみについて

- (1) 制服はフォーマルなものです。自分の都合で着崩すことはできません。常に規範意識をもって正しく美しく着こなしましょう。（夏場の暑さ対策として学校指定ジャージでの登校を認める場合もあります）制服着用にあたっては以下の①～⑥を守ってください。
  - ①ブレザー・ネクタイ・リボンを正しく着用する。
  - ②ワイシャツの第一ボタンをしめる。
  - ③ブレザーは登下校を含め日常的に着用する。（ブレザーの学校放置はできない）
  - ④スカートの丈は膝がしらにかぶるくらいが基準である。（長さを変えて履くことはできない）
  - ⑤ズボンの裾まくりはしない。
  - ⑥上靴を正しく履く。（かかとを踏まない）
- (2) 頭髪等については、大多数の人が認める「高校生らしさ」を意識し、以下の①～⑥を守ってください。
  - ①頭髪の染色やパーマ、流行を意識した極端なヘアスタイルは禁止である。
  - ②染色や加工等によって変色した頭髪は黒染めをする。
  - ③頭髪の長さの目安は、「目・耳・襟にかかりすぎない」。
  - ④化粧は一切してはならない。
  - ⑤色付きリップ・カラーコンタクト・マニキュア等は認めない。
  - ⑥指輪・ピアス・ネックレス等の装飾品を身につけてはいけない。

#### 4 職員室等への入退室について

- (1) 制服を正しく着用し、身だしなみを整えてから入室しましょう。
- (2) 入退室時にはあいさつをしましょう。「失礼します・失礼しました」

#### 5 学習に不必要な物の持ち込みについて

- (1) スマートフォンを校内に持ち込む場合、電源を切って、かばんまたはブレザーの内ポケットにしまいましょう。校内でスマートフォンを使用できるのは次の時間帯と使用場所のみとします。ただし、音声を出すなど周囲の迷惑になるような使用や無断で撮影するなどマナー・モラルに反する使用は禁止とします。

・使用時間…帰りのSHR終了後、その他教員が指示した諸活動時  
・使用場所…教室内・1階多目的ホール ※トイレ・廊下・階段・生徒玄関ホールは使用不可

上記の時間・場所以外での使用やマナー・モラルに反する使用が判明した場合、その場で身分証明書を回収するので、すみやかに担任に申し出て指導を受けた上で返却してもらうこと。違反を繰り返したり著しく状況が深刻な場合はスマートフォンを一時預かったり保護者を召喚することもあります。

- (2) 娯楽品（マンガ、トランプ）、化粧用具など学習に不必要なものを持ち込んでいる場合は、預かることがあります。
- (3) 指輪・ネックレス・ピアス・ミサンガなどの装飾品を身につけている場合は預かることがあります。
- (4) 音楽プレイヤーの校地内使用はできません。

#### 6 授業等について

- (1) 全ての授業はチャイムで開始します。チャイムが鳴る前には授業の準備をして着席していきましょう。
- (2) 学習用具は全て持ち帰りましょう。ただし、学年・教科が学校に置くことを許可した教材に限り置くことが可能です。（ジャージはジャージ袋に収納して教室に置くことができます）
- (3) ジャージ袋の中や部室・下足ロッカー等に教科書類や辞書等を保管することはできません。

#### 7 教室等の美化について

- (1) 机・椅子は、落書きや傷つけることがないように、大切に使いましょう。
- (2) 放課後の清掃は、部活動等に優先して行いましょう。
- (3) ゴミの分別マナーを守りましょう。
- (4) 缶・ペットボトルの取り扱いは学校のルールに従い、缶の持ち込みは控えましょう。ペットボトルを持ち込む場合は持ち帰りましょう。学校の自動販売機で購入したものについては、所定のゴミ箱に捨てることができます。

#### 8 盗難の防止について

- (1) 不必要な現金や貴重品を所持しないようにしましょう。
- (2) 現金や貴重品を所持する必要がある場合、各クラスの貴重品袋を活用し、担任に預けましょう。
- (3) 移動を伴う授業や部活動で教室を空ける際は現金や貴重品を放置しないようにしましょう。
- (4) 自分の現金を把握する習慣を身につけましょう。
- (5) 自転車は二重に施錠しましょう。
- (6) 現金や貴重品の紛失に気づいたら直ちに担任に報告しましょう。

#### 9 その他

- (1) 窓ガラスなどの学校の器物を破損した場合、安全を確保した後、直ちに先生に申し出ましょう。
- (2) 廊下・階段では飲食できません。（校地内でガムを噛むことはできません）
- (3) 生徒間で金銭の貸借をしてはいけません。

## 校外生活

### 1 校外生活全般について

- (1) 本校生としての自覚を常に持ち、法令や遵守し、良識に基づいた責任のある行動をとりましょう。
- (2) 登下校を含め外出時には常に身分証明書を携行するようにしてください。
- (3) 喫煙、飲酒、窃盗、暴力行為、自動二輪車・原動機付自転車の免許取得、自動車免許の無断取得、試験における不正行為等の事実が判明した場合、特別指導を受けることになります。
- (4) 外出の際は、行き先・目的・予定帰宅時間を保護者に伝え、21時までには帰宅しましょう。やむを得ず遅くなるときは保護者の同意及び同伴を得ましょう。
- (5) 10代の若者が危険ドラッグと称される薬物に手を出してしまう事件が多発しています。「薬物には絶対に手を出さない」「薬物の危険性を秘めた環境に近づかない、関わらない」を厳守しましょう。
- (6) パチンコ店・居酒屋・スナック等の風俗営業店には出入りできません。

### 2 アルバイト、二輪車の免許、自動車の免許、非行事故、不正行為について

- (1) アルバイトは原則禁止です。無断でアルバイトはできません。
- (2) 自動二輪車・原動機付自転車の免許取得は禁止です。
- (3) 自動車の免許取得については、3年生の家庭学習期間以降、進路先決定者についてのみ可能です。(自動車学校通学前に許可を得ること必須) 就職決定者については、どうしても必要な場合に限り冬季休業中からの自動車学校への通学が認められることもあります。無断取得は厳禁です。

### 3 バス通学について

- (1) バス停では1列または2列に並び、歩行者が通行しやすいよう配慮しましょう。(横入りは禁止です)
- (2) 天候や交通状況を予測し、早めのバスに乗車する習慣を身につけましょう。
- (3) バスに乗り遅れて遅刻しそうな場合は学校に連絡をしましょう。
- (4) バス車内では乗客としてのマナーを守り、周囲への配慮ある行動をとりましょう。(大声での会話、スマートフォンでの通話、大音量での音楽プレイヤーの使用、飲食は厳禁です)
- (5) 定期券の不正使用は犯罪です。
- (6) 大きなカバンやリュック等は他の乗客への迷惑にならないよう足下に置くか身体の前で持ちましょう。

### 4 自転車通学について

- (1) 交通事故の被害者や加害者にならないために日常から交通法規やマナーの遵守に努めましょう。
- (2) 自転車運転時のヘルメット着用は努力義務ですが、未然の事故防止のためできるだけ着用しましょう。
- (3) 自転車は軽車両とみなされ車道の左側通行が原則です。その時々々の交通状況を踏まえ、安全を確保するためやむを得ず歩道を通行する場合、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。
- (4) 傘差し、スマートフォンや音楽プレイヤーを使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。
- (5) 誰も飛び出して来ないだろう、よけてくれるだろう等、自分にとって都合良い解釈をしながらの運転も大変危険です。絶対にやめましょう。
- (6) 日没時間帯等からは必ず灯火しましょう。
- (7) スマートフォンを操作しながら運転したり2人乗りなど重大な事故につながりかねない危険な違反走行が見られた場合、その場で身分証明書を回収する(“ながら運転”の場合スマートフォンも預かる)ので、すみやかに担任に申し出て指導を受けた上で返却してもらうこと。違反走行を繰り返したり著しく状況が深刻な場合は保護者を召喚し、一定期間の自転車通学禁止措置などを施す場合もあります。

## 5 交通事故に遭った場合について

- (1) 相手のナンバープレートを必ず記録しましょう。(メモ・写真等)
- (2) 軽微な接触であっても必ず相手の連絡先を聞き出しましょう。
- (3) まず警察や消防に連絡した上で対応を相談しましょう。その後できるだけ早く保護者と学校に連絡をしましょう。
- (4) 登校したら学校に事故届を提出しましょう。

## 6 被害の未然防止について

- (1) 暗くなってからの下校の際、できる限り複数名で、人通りが多く明るい道を通るようにしましょう。
- (2) 性被害防止の観点から校外でも身だしなみを整えて生活しましょう。
- (3) 社会的なモラルを意識して周囲への配慮ある行動をとりましょう。
- (4) 防犯ブザーを持ち歩くなどの対策を講じましょう。
- (5) 不審者に遭遇した場合、大声で叫ぶ・逃げる・コンビニエンスストア等に助けを求める、といった行動の後、警察に連絡し対応を相談しましょう。その後できるだけ早く保護者へ連絡しましょう。

## SNS利用に関する注意

- (1) SNSに公開した情報は、仲間内だけでなく全世界の人から見られていることを意識しましょう。自分や他人の名前・住所・携帯番号・学校名・顔写真などの個人が特定されるような情報を書き込むことは絶対にしないようにしてください。
- (2) 警察や教育委員会・学校では常時ネットパトロールが実施されています。不適切な投稿や書き込みに対して処罰されることもあります。絶対にしないようにしてください。
- (3) 家族と話し合っってスマートフォンの使用時間や使用場所を決める等、ルールや決まりを守って利用しましょう。
- (4) スマートフォンや音楽プレーヤーを使用しながらの自転車運転やいわゆる“歩きスマホ”は大変危険です。絶対にやめましょう。